

福祉援護センター（かがみ田苑）  
運営の評価と今後の方針

## I 地域の社会資源として不足している事業の実施

### ① 就労者を送り出すシステムづくり

#### 前回の見直し時の考え方

横須賀市の地域に存在していない「就労移行支援事業」と不足している「就労継続支援事業B型」を実施することにより、「就労者を送り出すシステムづくり」を目指します。

利用者の多様な働き方を尊重し、企業の視点も併せ持った支援を実施できる「就労支援員（常勤職員）」を配置し、企業との橋渡しを行うとともに、企業等への実習の拡大を行うなど、積極的な就労支援の展開を目指します。

一方、就労につなげたり、就労を継続するために必要な家庭等における生活支援を実施するとともに、卒苑して就労した人へのフォローも実施していきます。

また、就労援助センターや特別支援学校、地域の作業所等との連携を図りながら、様々な情報を共有するとともに、利用者への就労支援について連携を深めていきます。

#### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「就労移行支援事業」及び「就労継続支援事業B型」の実施
- 「就労支援員」1名の常勤配置
- 企業等への実習の拡大
- 利用者の多様な働き方を尊重し、企業の視点も併せ持った支援の実施
- 就労につなげる又は就労を継続するために必要な家庭等における生活面への支援の実施
- 卒苑して就労した人へのフォローの実施
- 就労援助センター、特別支援学校進路担当や地域の作業所等との積極的な連携

## 【現 状】

- 就労移行支援事業では、清掃活動を中心として就労に向けての意識や技術の向上を図り、就労継続支援B型事業では、意識の向上や就労へのステップアップができるよう、利用者の特性や希望などを考慮しながら、農園班・清掃班・食品班の3班体制で支援を行っている。  
就労に向けて、基本となる挨拶や身だしなみの意識づけを行うと共に、企業見学・実習などにも取り組んでいる。
- 障害者雇用促進法の改正により法定雇用率が段階的に引き上げられていることに伴い、企業からの障害者の求人が多くなっており、平成29年度は5名、平成30年（9月現在）で2名の方の就労が実現している。  
また、就労後も、企業の担当者との連携を密にとり、定期的な企業訪問を行ったり、問題発生時に企業側と会議を持ったりするなどのフォローを続け、定着に向けた支援を行うとともに、企業との良好な関係を築くことで、次の就労につながるように努めている。
- 就労援助センターと連携し、求職情報の共有、就労希望者の情報共有・支援、就労者の定着支援などを行い、また、特別支援学校とは卒業生の情報共有や定期的な情報交換を行っている。なお、かがみ田苑から地域作業所に移行する利用者がいないため、地域作業所との連携は行っていない。

## 【課 題】

近年、横須賀三浦地区に就労移行支援事業所は6ヶ所、就労継続支援B型事業所は19ヶ所に増え、就労移行支援事業については、定員割れが起きている事業所もある。

かがみ田苑でも、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業ともに利用者が減少しており、新規の利用者増加が見込めない状況である。

平成29年度の利用率 就労移行支援事業（定員10名） : 54.0%  
就労継続支援B型事業（定員40名） : 35.0%

## 【今後の方針】

- 就労移行支援事業については、可能な者は一般就労への移行を目指すとともに、特別支援学校高等部卒業生が就労継続支援B型を利用する際に必要な就労アセスメントを行う機会を確保するため、継続して実施する。ただし、利用実態等を考慮して、定員を減らす（定員10名→6名）。
- 就労継続支援B型事業についても、特別支援学校高等部卒業生の受け皿としての機能を重視し、将来的な就労移行支援への移行や一般就労の可能性の見極めを行う場として継続して実施する。ただし、利用実態等を考慮して、定員を減らす（定員40名→14名）。
- 送り出した就労者がより確実に職場に定着できるよう、障害福祉サービスとして平成30年度に創設された就労定着支援事業を新たに実施する。

## I 地域の社会資源として不足している事業の実施

### ② 特別支援学校卒業生の受け入れ

#### 前回の見直し時の考え方

「明確な利用目的を持った人の受け入れ」⇒「個別支援計画に基づいた利用期間を設定」⇒「利用目的を達成するための適切な支援の提供」⇒「利用期間が終了する際の次の進路先を確保するための取り組みの実施」⇒「卒苑して次の進路先に進んだ人へのフォローの実施」により、訓練等のための通過型施設としての位置づけを明確にします。

そのため、「心理担当職員（常勤職員）」と「地域移行支援員（常勤職員）」を配置し、個別支援計画の充実・現状診断会議の実施・特別支援学校進路担当や地域作業所等との積極的な連携など、必要な取り組みを実施します。

なお、増え続ける特別支援学校等の卒業生の受け入れを引き続き行っていくため、利用期間については、個別支援計画に基づいた利用期間（6年以内）を設定します。ただし、個別支援計画により真にやむを得ない事情がある場合には、6か月以内の期間を定めて延長できるものとします。なお、その延長期間が終了する際に、やむを得ない事情が継続している場合には、同様の方法により延長期間の更新を繰り返し行うことも可能とします。

#### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 明確な利用目的を持った施設利用
- 「個別支援計画」に基づいた利用期間の設定（6年以内。ただし、「個別支援計画」により真にやむを得ない事情がある場合には6か月以内の期間を定めて延長が可能）
- 訓練等のための通過型施設としての位置づけの明確化
- 次の進路先（作業所や就労等）を確保する取り組みの充実
- 卒苑して次の進路先（作業所や就労等）に進んだ人へのフォローの実施
- 「心理担当職員」1名及び「地域移行支援員」1名の常勤配置
- 「現状診断会議」の実施
- 特別支援学校進路担当や地域作業所等との積極的な連携

### 【現 状】

- 毎年継続して養護学校卒業生の受け入れを行っている。  
（平成28～30年度 第1かがみ田苑：2～5名 第2かがみ田苑：1～5名）
- 利用者の適性或障害特性などを考慮して受け入れを行い、利用期間（6年以内）をもとに個別支援計画を作成し、支援を実施している。  
また、1年、3年、6年目の利用者にはケースワーカーを交えた現状診断会議を実施している。
- 個人面談等を実施しながら、利用者本人の適性或障害特性、家族の希望等を踏まえて移行先を探し、移行先と連絡を取りながら実習に繋げている。
- 随時、施設間のネットワークを活用して施設の空き情報等の把握に努めている。
- 生活介護事業では、平成30年度、37名中14名が6年超えの利用者となっている。なお、他の事業では6年を超える利用者はいない。

### 【課 題】

- 特別支援学校高等部では、行動障害等のある重度の知的障害者や重度の肢体不自由者（医療ケアが必要な人を含む）の卒業後の進路先の確保に苦慮している。  
また、かがみ田苑を利用できても、送迎手段の確保ができずに、週5日通所することが困難で、他事業所との併用が必要なケースが多くなっている。
- 生活介護事業の利用者については、重度の障害を持つ利用者が多いため、相応しい移行先が見つからず、やむを得ず利用期間が6年を超えてしまうケースが多い。

### 【今後の方針】

- 生活介護事業については、特別支援学校高等部卒業生の受け皿としての機能を強化するため、定員を増加させる（定員34名→60名を目指す）。  
なお、定員増については、重度の利用者の受け入れを行うことから、支援体制や施設整備等の状況をみながら行うものとする。
- 生活介護事業の利用者が円滑に通所できるようにするため、また、移動支援との役割分担を明確にするために、送迎体制の充実を図る。
- 生活介護事業の利用期間については、増え続ける特別支援学校等の卒業生の受け入れを引き続き行っていくため、これまでと同様、6年以内とする（個別支援計画により真にやむを得ない事情がある場合の期間延長（繰り返しの更新）についても同様）。  
ただし、就労系のサービス（就労移行支援・就労継続支援B型）の利用期間については、両サービスを通算して最大6年間とし、延長は行わない。

## I 地域の社会資源として不足している事業の実施

### ③ 支給決定に有効期限のあるサービスの実施

#### 前回の見直し時の考え方

「就労移行支援事業」や「自立訓練（生活訓練）」などの支給決定に有効期限（最大3年間）のあるサービスは、定期的に施設を退所する人が出るため、利用者が定員を下回るリスクがあります。このため、民間事業者が実施しにくい側面があり、地域の社会資源として不足しているため、今後、福祉援護センターが実施していく必要があると考えています。

なお、有効期限（最大3年間）があるため、利用期間内に利用目的を達成するための「より効果的な個別支援計画の作成」や「現状診断会議の実施」などにより、次の進路先を確保するための取り組みを充実させます。

#### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「就労移行支援事業」及び「自立訓練（生活訓練）事業」の実施
- 次の進路先（作業所や就労等）を確保する取り組みの充実
- より効果的な「個別支援計画」の作成及び「現状診断会議」の実施

### 【現 状】

- 就労移行支援事業では、「横須賀市民防災センターあんしんかん」の清掃業務を行うなど、就労継続支援B型事業とは異なる環境を作り出し、より就労している状況に近づけた支援を行っている。

障害者雇用促進法の改正による法定雇用率引き上げに伴い、企業の積極的な障害者雇用が目立っており、就労移行支援事業の利用者は減少傾向にある（平成30年度の利用者は3名）。

- かがみ田苑の生活介護事業が最重度利用者への支援内容になっていることから、自立訓練事業は、就労には及ばない利用者の支援拠点としての役割を担っている。  
現在、利用者はいない。

### 【課 題】

- 就労移行支援事業では、かがみ田苑のみならず、地域全体の就労系事業所の利用者不足が続いており、就労に出した人数と同じ人数の利用者をすぐに確保することが難しいため、今後も利用者が少ない状態が続くと予想される。

- 自立訓練事業では、比較的重度の利用者が多く、3年で他施設に移行することが難しい（平成29年度の利用者3名のうち、他施設に移行できた利用者は1名。他の2名はかがみ田苑生活介護に移行）。

利用希望者は少数であり、今後もこの状態が続くものと予想される。

[移行が困難な理由]

- ・本人の能力と保護者の希望に乖離があり、実習結果がよくても保護者が移行に踏み切れない。
- ・実習を行っても、環境等が合わずに断られてしまう。
- ・体調（発作等）管理を優先にしたため実習に慎重になったケース。

平成29年度の利用率 就労移行支援事業（定員10名）：54.0%

自立訓練事業（定員6名）：34.4%

### 【今後の方針】

- 就労移行支援事業については、特別支援学校高等部卒業生が就労継続支援B型を利用する際に必要な就労アセスメントを行う機会を確保するため、民間の事業所の負担を考慮し、継続して実施する（ただし、定員は10名→6名に減員）。
- 自立訓練事業については、生活介護中で行われる支援の中で日常生活の自立に向けた取り組みが可能であることから、廃止する。

## I 地域の社会資源として不足している事業の実施

### ④ 日中一時支援事業の継続

#### 前回の見直し時の考え方

民間事業者でも実施されているサービスですが、地域のサービスの提供体制が利用者のニーズを十分に満たしていないため、福祉援護センターの利用者を中心として、引き続き、「日中一時支援事業」を継続していきます。なお、福祉援護センター以外の地域の利用者（地域作業所の利用者など）も積極的に受け入れていきます。

また、知的障害児の放課後の支援に対するニーズに対応するため、知的障害児（概ね12歳以上の小学生・中学生・高校生）を対象者として新たに追加します。なお、小学生や中学生を受け入れるにあたっては、大人と子供を同じ場所で支援することによる体格差などから生じる安全面について、十分な配慮を行っていきます。

#### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「日中一時支援事業」の実施の継続
- 地域の利用者の積極的な受け入れ
- 知的障害児（概ね12歳以上の小学生・中学生・高校生）を対象者として新たに追加

**【現 状】**

- 日中一時支援事業については、1日あたりの定員を障害者5名・障害児5名とし、午前7時30分～午後8時まで長時間のサービス提供を行っている。
- 障害者のニーズ（特に母子家庭の利用者）が大きく、ほぼ毎日、定員を上回る希望が入っている。
- 障害児については、養護学校からの相談により利用につながるケースもあるが、近年は、放課後等デイサービスを行う民間事業者が38ヶ所まで増加したことにより、新規の利用者はあまりいない。

**【課 題】**

- 通所事業の延長で日中一時支援事業を行っており、現在の職員体制では20時までのサービス提供やニーズに合わせた利用の増加に対応することが困難である。
- 放課後等デイサービスを行う民間事業者が増加したことで、障害児の契約者数が減少している。
- 日中一時支援事業では、利用目的を問わないため、緊急時の一時預かりや母子家庭の生活支援等、支援の必要性が高い利用者に十分な支援が行き届いていない。

**【今後の方針】**

- 民間の放課後等デイサービスを行う事業者が増加したことに伴い、障害児枠は廃止する。  
なお、支援時間については、市内の民間の日中一時支援を行う事業所の支援時間との均衡を考慮し、19時までとする。
- 生活介護の延長で日中一時支援事業を利用するケースについては、生活介護の延長加算で対応する。
- 緊急時の一時預かりについて、通い慣れた施設での実施を望む利用者等が多いことから、日中一時支援事業の適切な運営と併せて、短期入所事業の実施が将来的な課題としてあげられる。

## I 地域の社会資源として不足している事業の実施

### ⑤ ほっとデイサービス事業の継続

#### 前回の見直し時の考え方

民間事業者でも実施されているサービスですが、地域のサービスの提供体制が利用者のニーズを十分に満たしていないため、引き続き、「ほっとデイサービス事業」を継続していきます。

なお、対象年齢の引き下げ（小学生・中学生への拡大）については、国が「放課後等デイサービス」として制度化する動向を見極める必要があるため、今後の検討事項とします。

#### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「ほっとデイサービス事業」の実施の継続

**【現 状】**

- 平成24年4月の児童福祉法の改正により、「放課後等デイサービス」が制度化され、現在、市内に38事業所がある。
- 重度利用者の増加等に伴い人員体制が整わず、ほっとデイサービス事業利用者の受け入れが限定的になってしまっている。

**【課 題】**

—

**【今後の方針】**

民間の放課後等デイサービス事業所が増加したことにより、市の「施設デイサービス(学校の夏季休業日等におけるデイサービス事業実施要綱)」は平成31年度で廃止する予定であるため、これと同様の事業であるかがみ田苑のほっとデイサービス事業も廃止する。

## Ⅱ 民間では取り組みが困難な事業の実施

### ⑥ 民間では受入れが難しい手厚い支援が必要な人の受け入れ

#### 前回の見直し時の考え方

「生活介護事業」や「自立訓練（生活訓練）事業」を実施し、重複障害・行動障害・発達障害のある人など、「民間では受入れが難しい手厚い支援が必要な人」を積極的に受け入れていきます。障害者手帳は交付されないが、対人面等で手厚い支援が必要な人の受け入れも検討していきます。また、このような手厚い支援が必要な方々を受け入れることができるよう、施設職員の質の確保と人材育成のための研修体制の充実を図っていきます。

なお、利用期限のある通過型の施設という位置づけのため、利用期間中に計画的な支援を行うとともに、民間施設等と連携を取りながら、利用期間の終了後に他の民間施設等での受け入れが可能となるような支援を行っていきます。

#### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「生活介護事業」及び「自立訓練（生活訓練）事業」の実施
- 重複障害者（身体障害等）や行動障害のある人の受け入れ
- 可能な限り、医療的ケアのある人の受け入れ
- 発達障害のある人に対する支援の検討（障害者手帳は交付されないが、対人面等で手厚い支援が必要な人に対する支援も検討）
- 利用期限があるため、利用期限終了後を見据え、他の民間施設等での受け入れが可能となるような支援を実施

### 【現 状】

- 養護学校から依頼を受け、その都度体制を整えながら、重複障害・行動障害のある人の受け入れを行っている。また、行動障害があるために行き先がない人や家庭での支援に困難がある人を受け入れるなど、関係機関と連携しながら民間では受け入れが難しい手厚い支援が必要な人のセーフティーネットとしての役割を果たしてきた。
- 平成30年度、喀痰吸引の利用者・インスリン注射の利用者を受け入れ、3名の看護師が対応している。
- 高度な支援技術を習得するため、職員研修や施設間交流研修、専門家を招いての事例検討会を積極的に行っている。
- 民間施設と連携を取りながら積極的に実習を行っており、平成29年度は生活介護・自立訓練から6名の利用者が他施設に移行できた。

### 【課 題】

- 特に行動障害がある人については、かがみ田苑で落ち着いた生活が可能になったとしても、大きな環境の変化が伴う「他施設への実習・移行」が難しく、6年を超えても移行できない利用者が増加している。
- 「医療的ケア」については看護師および介護職員の研修が十分とは言えず、利用者のニーズによっては受け入れが難しいケースもある。

### 【今後の方針】

- 民間では受け入れが難しい手厚い支援が必要な重度の利用者の受け入れ体制を強化するため、生活介護事業の定員を増加させる（定員34名→60名を目指す）。  
なお、そのためには、障害者用トイレの新設・改修（車椅子利用者のスペース確保、便失禁等に対応するためのシャワー設備等）や老朽化した設備の更新を行い、支援環境を充実させることが必要となる。
- 支援員が強度行動障害研修や喀痰吸引研修を積極的に受講することで、支援体制の強化を図る。
- 生活介護事業の利用期間については、これまでと同様、6年以内とする（個別支援計画により真にやむを得ない事情がある場合の期間延長（繰り返しの更新）についても同様）。

### Ⅲ 地域の在宅の障害者の支援を支える中核的施設

#### ⑦ 利用者の多様なニーズに対応するための相談支援の充実

##### 前回の見直し時の考え方

「地域生活相談員（常勤職員）」を配置することにより、「かがみ田苑相談支援センター」の機能を充実させ、福祉援護センターの利用者の生活相談や地域の作業所等やその利用者からの相談を受けることにより、障害者等の地域生活を支えています。

また、心理担当職員を積極的に活用し、利用者の生活面での様々な問題に対応していきます。

不登校等の発達障害等に起因すると考えられる相談にも可能な限り対応していきます。

##### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「かがみ田苑相談支援センター事業」の充実
- 「地域生活相談員」1名の常勤配置
- 地域の障害者等からの相談の積極的な受け入れ
- 地域の作業所等との積極的な連携
- 「心理担当職員」による利用者への心理判定評価及び利用者寄り添った積極的な支援の実施
- 不登校等の発達障害等に起因すると考えられる相談にも可能な限り対応

**【現 状】**

- 地域生活相談員は、行動障害のある利用者や家庭での支援に困難がある利用者のケースに迅速に対応しており、問題の早期発見・解決につながっている。
- かがみ田苑の利用者を中心に計画相談も行っている。また、養護学校卒業に伴う計画相談も実施している。

**【課 題】**

- 地域生活相談員は、計画相談を行う市内の指定相談事業所が不足していることなどから、他事業所の利用者やかがみ田苑の卒苑者からのサービス等利用計画の作成依頼が増加し、相談員の業務が計画相談中心となっている。
- 心理担当職員については、心理に関わる業務（現状診断会議での心理分析など）が年間を通じて多くないため、支援員兼務としているが、心理と支援の線引きが上手くいかず、専門性をうまく活用できていない。

**【今後の方針】**

- 相談支援については、市内の指定相談事業所が不足しているという状況を踏まえ、最低でも常勤専従の職員を3名確保するなど、特定事業所加算Ⅲの算定が可能となる体制を整え、150～200人のサービス等利用計画が作成できるよう、相談事業所としての体制の充実を図る。
- 心理担当職員については、施設で雇用せず、より効果的に相談支援の場面での心理分析や重度知的障害者の行動特性を見極める際の心理検査等を行うために、専門の医療機関や相談支援機関等との連携を深める。

### Ⅲ 地域の在宅の障害者の支援を支える中核的施設

#### ⑧ 障害者自立支援協議会等への中心的な参画

##### 前回の見直し時の考え方

「障害者自立支援協議会」の中で中心的な役割を果たすことで、地域の中核的施設として、常に他事業者からの意見に耳を傾け、新しい社会資源の創出や事業の改善を図っていきます。

##### 【取り組みのポイント（具体的内容）】

- 「障害者自立支援協議会」の中での中心的な役割
- 横須賀市内の社会資源の状況を的確に把握し、民間施設等との役割分担を行い、地域に不足しているサービスの創出等に積極的に関与
- 他の事業者等からの意見を参考にして、福祉援護センターの役割の成果や事業の改善等を検討

**【現 状】**

- 障害者自立支援協議会（現「横須賀市障害とくらしの支援協議会」）に参加し、その中で実務者運営会議の委員長、受注機会拡大プロジェクトの副委員長などを引き受けた。  
また、くらしを支える連絡会、短期入所プロジェクト、相談支援ネットワーク連絡会など各会議にも積極的に参加してきた。
- 養護学校卒業生のセーフティネットとして、多くの問題行動などある人を受け入れている。

**【今後の方針】**

- 今後も引き続き横須賀市障害とくらしの支援協議会に参加し、地域の中核施設として中心的な役割を担っていく。
- 市内の社会資源の状況を的確に把握し、民間施設等との役割分担を行いながら、地域に不足しているサービスを実施していく。